

第2回和光市都市計画マスタープラン 検討市民委員会会議録

平成25年8月8日（木） 602会議室

第 2 回 和 光 市 都 市 計 画 マ ス タ ー プ ラ ン 検 討 市 民 委 員 会			
開 催 日	平成 2 5 年 8 月 8 日 (木)	開会時間	1 4 時 0 0 分
会 場	市役所 6 階 6 0 2 会 議 室	閉会時間	1 6 時 3 0 分
委 員 の 出 欠	出席	欠席	事務局
	高木 恒一 荒木 保敏 木田 亮 富岡 健治 加藤 典子 金治 正憲 鳥井 俊之	桑子 喬 田中 充 星野 彰	建設部長 田中 義久 都市整備課 主幹 加山 卓司 主査 黒田 繁 技師補 村山 文人 株式会社 千代田コンサルタント 宮崎 久美子 井上 由美子 荻込 渉
			傍聴者 5 名
議 題	(1) 策定スケジュールについて (2) 「第 1 回検討市民委員会の意見」と「アンケート結果」について (3) 和光市の街づくり課題について (4) 都市計画マスタープランの見直し案（都市の将来像、全体構想）について		

発言者
事務局

議 事

本日は、大変お忙しい中、和光市都市計画マスタープラン検討市民委員会にご出席を賜りまして、厚くお礼申しあげます。ただいまより、第 2 回和光市都市計画マスタープラン検討市民委員会を開会いたします。

検討市民委員会設置要綱第 5 条第 2 項の規定によりまして、委員の半数以上が出席されておりますので、本日の委員会は成立いたしております。

申し遅れましたが本日の司会・進行をさせていただきます、和光市建設部都市整備課の加山と申します。本日の委員会は、午後 4 時 3 0 分までを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

まず、本日の資料を確認させていただきます。事前送付しました次第・資料 1 ～資料 4、本日配布しました参考資料 1 ～ 2 が本日用意いたしました資料になります。

次に、第 2 回和光市都市計画マスタープラン検討市民委員会の議事に入りたいと思

いますが、この委員会は、和光市情報公開条例の規定により会議の公開と会議録の開示の対象となりますので、ご了承いただきたいと思います。

なお、議事の進行は、検討市民委員会設置要綱第5条の規定により委員長が議長となります。それでは、高木委員長さん議事の進行をよろしくお願いいたします。

— 傍聴者入場 —

高木委員

それでは、第2回和光市都市計画マスタープラン検討市民委員会の議事に入ります。

今回は活発なご議論をいただきありがとうございました。今回も引き続き活発な意見をいただきますとともに、皆様のご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

まず、最初に議題の(1)策定スケジュール、(2)「第1回検討市民委員会の意見」及び「アンケート結果」について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

まず資料1の策定スケジュールについてご説明します。

本日はアンケートの最終結果、課題を再整理してお示しし、その上で、都市計画マスタープランの具体的な内容である「都市の将来像と全体構想」の修正案をご提示して、ご議論いただきたいと思いますと考えております。

さらに今後ですけれども、第3回で地区別構想、第4回と第5回では素案についてご議論いただきたいと思いますと考えてございます。

資料1は、以上でございます。

続きまして、資料2についてご説明いたします。

まず、第1回検討市民委員会の意見ということで、前回ご議論いただいたことを各項目にまとめております。簡単に前回の議論を振り返りたいと思います。

まず都市計画マスタープランについてということで、ここでは10年間の評価をすることが必要ではないかというご意見がございました。それに対して市からは、区画整理事業によって道路を整備したり、まちづくり条例や景観計画の策定、緑地保全地区の指定などを行ってきたという回答をさせていただいております。

次に、マスタープランの位置づけですが、「即す」、「整合」について説明してほしいというご意見がございました。都市計画区域の整備、開発、保全の方針や市の総合振興計画といった上位計画には「即す」ということが法律で位置づけられており、一方で、農業などの都市計画以外の関連計画については、「即す」ではなくて「整合」をとることになっていると回答しました。

また、都市計画マスタープランは、市の都市計画の規範となるもので、都市計画の個別計画は、マスタープランに即す必要があることが法律で謳われています。

次に、道路については、安全な歩道の確保についてのご意見が多く、通学路の安全性確保やベビーカー・車いすなどのバリアフリー化をお願いしたいというご意見、市道1号線に対するご意見がございました。

土地区画整理事業については、事業地区以外の道路は整備が進んでいない、第二谷中地区は大雨のときに川があふれて大変困っているというご意見がございました。

道路の次にご意見の多かった事項は、緑地・公園についてでした。緑化の推進については、特に街路樹の整備が十分でないというご意見、さらに湧水の保全については、その具体的な取組の施策が見えないというご意見がございました。

最後に、農地が年々減っており、その保全方法が課題であるというご意見がありました。市街化区域では生産緑地の指定を行って農地の保全を進め、さらに農業基本構想で示されている農地の利用集積と整合を図っていくことをご回答しております。

続きまして、2ページ以降はアンケート結果の要点をまとめてございます。

アンケートの回収状況は、2,000人に配りまして806の方に回答いただきました。回収率は40.3%となっております。また、第1回委員会で提示したアンケートの速報値と大きな違いはございませんでしたので、今回は自由意見やクロス集計により詳細に中身を見ていきたいと思っております。

自由意見では、本委員会の意見と同じく、「道路拡幅、歩道設置により安心して歩ける道路をつくってほしい」という意見が最も多くありました。土地利用については、一般的に商業系の施設の充実を望んでいる方が多くいらっしゃいました。

3ページからはアンケート結果をより細かく見るために、年代別にどのような傾向にあるかを整理しています。

『和光市のイメージ』は、多くの方が「東京郊外の住宅都市」というイメージを持っており、その中でも70代以上の方が「自然環境に恵まれた緑豊かな都市」というイメージを持っていらっしゃいます。

『市の魅力』としては、「通勤・通学・買い物が便利」と考える方が最も多く、年代別に見ると、特に20代、30代の若い方がこれを魅力に思っているという傾向があります。次いで「水と緑に恵まれている」ことが市の魅力と考えている方が多く、これは年代が上がるごとに、自然に対する魅力を強く感じている方が多くなっています。

続きまして、『どんな都市にすべきか』を見ると、「高齢者や子供たちが安心して暮らせる健全な都市」にすべきだという回答が最も多く、年代が上がるごとにこの傾向が強くなっています。次に「交通機関の整備された、通学や通勤に便利な都市」を見ると、若い方ほど交通の利便性を望んでいる傾向にあることが分かります。

次に4ページの『力を入れるべき分野』をご覧ください。「医療・保健施設の充実」が必要と考える方が最も多く、特に50代以上の方にその傾向が表れています。次に多いのが「駅前再開発や商店街の整備」に力を入れるべきというご意見で、これは20代、30代と若い方ほど多くなっています。

次に『土地利用上の課題』は、全体的に「日常生活のための店舗・サービス施設の不足」という回答が極めて多く、若干の違いではございますが、女性の20代から40代の方が特に不便に思っている状況が伺えます。また、「農地の無秩序な宅地化」、「開発による豊かな自然環境の喪失」は男性・女性ともに高年層の方ほど、自然や農地が減っていることに対して危惧を抱いている状況にあります。

次は『居住意向』についてですが、和光市内に「住み続けたい」と考えている方が非常に多くなっていますが、20代、30代といった若い方ほど「市外に移りたい」と考えている傾向にあります。下のグラフでは、「市外に移りたい」方の理由を聞いています。この主な理由は「買い物が不便である」ということで、20代の方が特に高くなっています。

最後にまとめとしまして、5ページに、今の年代別の意見のまとめをしております。

アンケート結果からは、前回委員会で皆様からいただいた意見とおおむね同じ意見ですが、とりわけ商業環境の充実をしてほしいという意見が強くなりました。

年代別に2つに分けてまとめを見ていきますと、若い世代では、「東京への通勤・通学に便利な住宅都市」というイメージが強く、それが魅力になっていますが、定住意識が低く、その主な理由は買い物の不便さであるといえます。

50歳以上の高齢層の方の多くは、「東京近郊でありながら水と緑が豊富な都市」というのが市の魅力と考えており、定住意識は高いものの買い物の不便さ、余暇を過ごす場所等に多少の不便があると考えられています。資料1、資料2は、以上でございます。

高木委員長

ありがとうございました。では、報告をお願いします。

事務局

今の説明のほかに、本日、欠席をされております星野委員から文書の提出がありましたので報告させていただきます。内容といたしましては、資料2について、前回の第1回検討市民委員会の意見の補足という形の内容になっております。

- ・資料2、道路関係、新倉小学校周辺の道路を全時間帯交通規制にしたらどうか検討を求める。児童の安全確保のため、市と関係部門にて速やかにスタート願う。
- ・次に農地の保全についてであります。農地の利用集積について調整区域は現行可能であるが、市街化区域の利用集積はいつ実施されるか。

以上が提起された文書の内容になっております。報告事項になります。よろしくお願いいたします。

高木委員長

ありがとうございました。星野委員から2点、前回の議論と今回の資料を受けての追加のご意見をいただいております。それでは、今の星野委員からのご意見も含めて、内容についてご質問あるいはご意見等あれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

まず前回の確認をいたしますと、マスタープランというのは、個別具体的な案件を積み上げていくというよりは、全体の大きな方向性を位置づけていくという性格のものであります。その意味で、特に前回のご意見で出ていた、個別具体的な、今の星野委員からの意見にもありましたが、新倉小学校の問題等々、例えば歩道の整備を含めた安全・安心、あるいはバリアフリーといった大きな方向性を確認していきたいと思っております。

また、市民の皆様を対象にしたアンケートの回収率40%というのは非常に高く、多くの方から回答をいただいていると思っております。近年このタイプの調査をすると25%であったり30%であったりという非常に低い回収率です。そうした方々の声ですので、ある程度市民の皆様全体の意向を反映していると思っておりますが、そこで出されたご意見と前回ここでお出しいただいた方向性がかなり一致していることが非常に大きな特徴になっていると思っております。その意味では、この委員会で、前回議論してきたことを強く進めていいという印象を持っております。

今回は市の全体の方針ということで、地区別については、次回ご意見をいただければと思っておりますが、アンケートでは比較的若い世代の方々は利便性を重視されている。一方で、高齢の方々といえますか、年代の上の方々は、緑豊かなということを中心として持っている。ただ、どちらも利便性があるが緑を我慢しているというわけでもないし、緑が多くて利便性を犠牲にしているという雰囲気でもない。和光市は非常にバランスのいいところにあるという感じはしますが、一方では、農地の無秩序な宅地化や開発による自然環境の喪失、あるいはさらなる利便性の向上も求められています。利便性の中には、通勤の利便性はいいんだけど、商業的なことについてはやや不満が多いところがあって、全体として見たときに非常にバランスよくできているんだけど、この先、都市計画、まちづくりを進めていく際に、一番抜けていそうところというのは一体どこかということ、少し具体的にお話いただければいいかなと思います。

金治委員

確かに、委員長がおっしゃるとおりなんですけれども、このアンケート結果を見ますと、和光市が掲げている快適住宅都市ということに関して言えば、利便性と自然豊かなこととは矛盾することではなく、全く一致することだと思います。なおかつ農地を残すという話もありますけれども、必ずしも農地を残すことだけが緑を保全するわけではなくて、公園・街路樹も含めて緑を創出し全体のまちづくりの中で自然環境を取り入れ商業施策も充実する、どちらが重点ではなくて、両方とも充実したところに快適な住宅環境というのがあると思うんです。アンケートの結果を見ても非常に正直だと思いますし、我々が前に話していたこととも同じようなことがあると思います。両方とも必要なところでどうやっていくかという問題があると思うんですけれどもね。その中に安全ということも当然含まれていると思います。

高木委員長

郊外の地域では、緑地や広い土地があるとつぶして商業地にしたり、道路を広げることがよくあります。そうすると緑地、特に農地と商業地であったり、都市生活基盤整備のための土地が取り合いになることがしばしば生じます。

その中で和光市の場合、今は非常にバランスがとれているという気がしておりますが、ただ一方で、前回も緑を公園の中心にしたまちづくりというように、非常に積極的なご意見もいただいておりますし、あるいは道路の確保ということは非常に大事だということの中で、限られた土地をどう配分していくのかという問題や前回、市長が一番最初におっしゃっていたメリハリという問題も出てくるとは思いますが、方向性として、そこをどう確認するか、やはりバランスということを重視していくという方向性になりますでしょうか。今の状況を前提にして何か足りないと思うよりは、今の状態をより向上させていくというか、このバランスを余り崩さないという、その方向性の感覚の部分ですね。もうちょっと緑が減っても便利なほうがいいよという考え方があるかもしれないですね。あるいは、商業はちょっと電車に乗ればいろんなところにあるので、もういいんじゃないのという考え方も当然あると思います。

金治委員

確かに土地は限られており、ほとんどが私有地ですし、そう勝手に何とかできるということではないと思いますが、現実問題、1つの例でいいますと、農地を保全するという話が出ていますけれども、和光市の場合で、失礼ながら、多分、農業を家計の主体にされている方はほとんどいないと思うんですよ。要するに地価が高いですから、アパートを建てたり、いろんなことをやりながら維持するために農業をやられている方が非常に多いと思うんです。そうするとよほど強制的なことでもやらない限り農地の保全はできないと思うんですよ。それは逆に、行政が強制的にやられることでもないし、相続になれば、多分、開発されるのはしょうがないことですよ。ただ、開発されるときに、無くなった緑の替わりの緑を創っていくことで環境を維持していくことが大事なのではないかと思っています。

高木委員長

ありがとうございます。

鳥井さんは、農業をなさっているかと思いますが、農地の問題、あるいはそれをどう保全するかということについては、いかがお考えでしょうか。

鳥井委員

そうですね、確かに今おっしゃられたように、農業だけで生計を立てている農家は非常に少ないと思うんですけれども、農地が減ったかわりに、公園なり違った緑を増やしていくことは難しいことではないかと思っています。そんな中で今、和光市でも農業の後継者クラブというのがあるんですけれども、一度サラリーマンをやって、30歳ぐらいになって、また地元に戻って農業を継いでいる方が結構多いんです。やっぱりそういう形で農業を続けていって農地を守るのが、緑を確保する、緑を減らさ

ないという意味では一番やりやすい方向なのではないかと感じています。

高木委員長 和光市の場合、農地の保全と申しますか、スペースの確保としての集約化ということとを今、非常に進められているわけですね。

鳥井委員 そうですね、そういう話はよく出ています。

高木委員長 先ほどの星野委員からのご意見の中にもありましたが、市街化調整区域はできているようだけれども、市街化区域はどうなっているんだという質問でしたが、この点は事務局のほうから少し補足が何かございますでしょうか。

事務局 農地の保全としては現在、生産緑地地区を追加指定し、市街化区域内の農地を保全していく政策を展開しています。

高木委員長 それは相続などでは効果を出しそうですか。例えば相続税対策として効果を上げているという評価はされていますか。

事務局 相続で効果が出るかということ、またそれは難しい、生産緑地だけでは、なかなか対応しきれないかとは思いますが。

富岡委員 逆に生産緑地を相続で外して売って、相続税に充てている方もいらっしゃいます。それで農地が減っています。市街化農地と言われますけれども、結局、和光市は路線価が高いですから、そうすると生産緑地にすれば相続税は安くなりますよね。ほかの土地等、いろいろ計算していくと、結局、生産緑地を外して、その土地を売らなければ相続税を払い切れないというような場合も発生してきます。

高木委員長 そうですね、ありがとうございます。やはり今後、緑地の維持に向けていろいろな工夫が必要になります。1つは、農地が減少する中で、農地が減った分、緑地を確保していく、あるいは創出するということはなかなか難しい。一方で、農地をいかにして維持するのかという問題も、特に生産緑地の問題だけではなかなか対応できない部分も出てきている。それから後継者の確保という問題までいくと、都市計画マスタープランの枠を越えていく話にはなりますけれども、やはりそうした方向性も含めて、いろいろ守るという方向を、今回の書き込みの中で、1つ課題というふうになっていくのかなと思います。

そのほかいかがでしょうか。

鳥井委員 質問なんですけれども、若年層の定住意識が低いことの理由の中で、買い物の不便さということがあるということですが、具体的には、どういった買い物が不便なのでしょう。

事務局 アンケート結果からは、実際に日用品なのか嗜好品なのか、その違いは見えません。想像になってしまいますが、嗜好品的なものではないかと思われれます。買い回り品であれば、近くにイトーヨーカドーとか幾つかありますが、嗜好品を買うときに、遠くまで行かなくてはいけない。それを市内で満足できればいいのではないかと、ことと考えられます。アンケート結果では、細かいところまでは把握できてません。

鳥井委員 交通機関は便利だけれども、遠くまで行かないで地元で嗜好品を買えればという考えですね。

事務局 そうですね、市内に何でもそろっているというのがいいのではないかなど。

高木委員長 逆に、そこら辺はいかがですか。洒落た物を買に行くのは不便だという感じはしますか。

鳥井委員 今、電車で10分、15分、乗っていけば池袋や東京都心にも比較的簡単に行けるので、トータルで考えれば不便ではないと思うんですけれどもね。

高木委員長 ここら辺がなかなか読み方が難しいところでもあるかなとは思ってます。

金治委員 ちょっと評論家的な言い方になってしまいますけれども、食べ物屋さんにしても何にしても、気のきいたものを買える店が近くになく、池袋へ行けばすぐなんですけれども、そういうものがこのまちにあるということが、まちのステータスになり、ここはいい街だね、いい店がいっぱいあるね、みたいに感じると思うんですよ。ただ、そこまで欲張れるかどうかというのは別問題なんですけど、都市開発するときなんかも言いますよね、商業施設を漠然と、ここを商業施設にしますよというのではなくて、どういう商店に来てほしいかを頭に入れて商業施設誘致をしないと、本当のまちができないと思います。なかなか難しいと思いますけれども、多分そう思っているのではないかなと思うんです。

例えば、市長がよく言っていますけれども、いい街とは、どこを参考にしているのかと、吉祥寺だと言うんですね。だから、あれは結構いい店がいっぱい住宅の近くにあって、規模が大分違いますけれども、あれだといい街という感じがあると思うんですよ。

高木委員長

都市計画マスタープランの中で、商業振興について、どこまで踏み込むかは、非常に難しい問題だと思いますが、魅力的な店を呼び込むインフラの整備をどうすればいいかということを考える必要があるかと思います。

例えば吉祥寺のイメージでいきますと、非常に小さくて、ある種マニアックといいですか、特化した店舗が来るのがいい街という考え方もありますし、あるいは埼玉県内でいうと三郷とか吉川のような大規模なショッピングセンター、あれはあれで非常にいい街、今、人を集客するという意味では非常にできていることもあります。やはりそこら辺をどのような方向で考えるか。それこそ今の北側の状況、細い道を生かして、小さい迷路のようなまちづくりということも当然ありますし、三郷のように整備をして大規模なショッピングセンターを呼ぶというコンセプトでいくのも、それは一つの考え方になっていくかと思います。

今、商業系について、市では、何か振興の方向性はお持ちですか。

事務局

商業系ですと、産業振興計画というのがありまして、それに基づいて、駅前の商店につきましても位置づけはあるんですけども、どちらかという既存の店舗を生かした書き方で、新たに商業施設を誘致するようなことは書いてないですね。

高木委員長

その産業振興計画との整合性を考えると、新しいものを呼び集めてくるというよりは、現行の商業機能の高度化あるいは利便性の向上をしていくということが基本的な考え方になっていると。

問題は、それで先ほどのご質問に戻ると、それがうまく、例えば駐車場がちゃんと整備されましたとか、あるいは老朽化した店舗がきれいになりましたということで、この不満が解消されるのか。いや、それではまだ、実は店そのものの絶対数が足りないんだ、あるいは種類が足りないんだという話になるのかというところが、その先の課題かなというような気がします。

ただ、いずれにしてもインフラ整備の観点、都市計画の観点からすると、まずは商業がどのような形で入りやすいというものを考えていく。それは、和光市の駅を中心とした中心的な商店街、商業集積を考えるのか、あるいはコミュニティー内での集積というところまで考えていくのかということになるかと思いますが。この点は次回議論することにもなります地区ごとの計画の中でも、また少し個別にイメージをつくっていただければというふうに思います。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、今の点も含めて、また次回の宿題として、事務局のほうでいろいろ資料の整理をしていただければと思います。

それでは続きまして、議題の3、4というところに進んでまいりたいと思います。議題の3、4、関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

資料3、和光市のまちづくりの課題についてご説明いたします。今回は課題を3つの視点から整理しています。

1つ目は和光市の現況や社会状況の変化から見た課題、2つ目は第1回委員会の主な意見やアンケート結果から把握できる課題、3つ目は現行の都市計画マスタープランに位置づけられた事業の進捗状況を把握して課題として整理します。これらの3つを整理して5ページにまちづくりの課題としてまとめています。

5ページの表の見方についてご説明いたします。表の左に、市の将来像や土地利用といった項目があります。これはマスタープランは分野別に方針を出しますので、課題も分野別に整理しているということでございます。その右側に3つの視点からの課題を整理し、これらを踏まえてそのまちづくりの課題を整理しています。今回はこの5ページ目で、ある程度詳しくご説明したいと思います。

まず、『市の将来像』にかかる課題は、「住宅都市としての質の向上」であり、アンケート結果でもございましたが、若年層やファミリー層が住み続けたいと思う環境づくりを全体的なコンセプトとしたまちづくりが必要なのではないかとことです。このコンセプトを実現するためには、土地利用や基盤整備などの課題を解決していく必要があります。

『土地利用』の課題としましては、和光市駅・旧白子宿周辺地区、これらの拠点的な地区における店舗・生活サービス施設の充実ということを掲げさせていただいております。これについては、若い人も比較的年齢の高い方も求めていることだと認識しています。

次に『道路・交通』の課題としましては、「良好な都市基盤等の整備」として、区画整理事業区域外における道路整備、生活道路・歩道の整備、バス交通網の充実といったものをあげております。

次に『公園・緑地等』の課題については4つ書いてございます。一つは市民が憩える身近な公園・緑地の確保と維持であり、量的な確保と維持管理を両輪で行わなければいけません。さらには、街路樹のある道路や緑道、スポーツ広場、特にアーバンアクア公園の整備促進、小・中学校の適正配置ということをあげさせていただいております。

『都市環境』の課題は、良好な自然環境の保全・活用として、緑地保全地区等の指定拡大、公有地化、さらには農地の保全・集約化をあげております。

『都市景観』の課題は、美しい街並みの形成であります。これは建物というよりも都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図ることだと思います。さらに水道道路沿道における無秩序な土地利用についても課題であると認識しています。

『都市防災』は、基本的にハード面の課題が多く、特に鉄道北側における災害に強い都市基盤整備や防災備蓄倉庫の充実が課題になります。

以上の課題に取り組むに当たっては、かなり総花的に書いてございますので、これ

を漠然と進めるのではなくて、やはり選択と集中によって何に重点を置くかということを考えて進めていく。さらには、きめ細やかに対応するためには、市民との協働によるまちづくりを推進するのが課題になると考えています。

課題については骨格的な課題としてご紹介しましたが、以上でございます。

事務局

続きまして、資料4の都市計画マスタープランの見直し案について説明いたします。

こちらは1ページ目が見直しの視点になっておりまして、2ページ目から具体的な見直しの案になっております。

では、1ページ、右側の見直しの視点をご覧ください。

こちらは見直しの案をつくる上で、見直しの視点を整理したものになります。左の課題は、先ほど説明しました資料3の現況・上位計画・社会情勢の変化、前回の市民委員会でいただいた意見、そしてアンケートの回答、事業評価、これらを踏まえた上で、まちづくりの課題を洗い出しております。それらの課題に対する見直しの視点が右側に書かれております。

では、見直しの視点を説明させていただきます。

まず、都市像の確立につきましては、都市計画マスタープランの中で骨格となるものなので、今回の中間見直しでは、現行の都市計画マスタープランを継承いたしますので変更はございません。

次の4-1 将来の全体都市構想の課題は住宅都市としての質の向上、若年層やファミリー層が住み続けたいと思う環境づくりというものが課題となっております。これに対する見直しの視点として、和光らしさの柱となる「住宅都市の質の向上」、生涯住み続けたいと思える環境づくり、多世代がともに暮らせる住宅づくりというのが見直しの視点となっておりますが、これについては、単身世帯からその後、結婚して子供が生まれてファミリー世帯になっても引き続き和光に住み続けたいと思えるような環境づくりというのを掲げてます。

次の4-2 土地利用の方針の課題として、住宅都市としての質の向上、和光市駅、旧白子宿周辺地区等における店舗、生活サービスの充実というのが課題となってまして、これは特にアンケートの中で非常に要望が強いものでした。これに対する見直しの視点として、「メリハリのある土地利用」、こちらの具体的な内容として、駅を中心とした高度利用を図りつつ、その周りを戸建て住宅であったり、中低層住宅を中心としたゾーン形成をするものであります。その中で具体的に駅周辺における各種機能の集約化、良好な居住環境の形成、これについては具体的にはワンルームの制限であったり、敷地面積の最低限度を設定するなどというものであります。また、優良農地の保全、これについては開発による農地が減少していく中で、生産緑地の追加指定での対応することなどが考えられます。これらの見直しの視点を実現する上で、都市計画制度等を活用した上記の実現、これらについては今指定しています高度地区の見直しであ

ったり、地区計画であったり生産緑地の追加指定等があります。

続きまして4-3都市施設の整備方針、こちらの課題としては、アンケートでの要望が非常に多く、良好な都市基盤の整備という中で、生活道路・歩道・交通安全施設、街路樹のある道路や緑道の整備等になってます。これらに対する見直しの視点としては、「安全で快適な自転車・歩行者道路の整備」というものがあります。歩道の整備については、用地の確保が難しい中で、歩道が設置される都市計画道路のような規模の大きい道路以外の道路についても路側線をひくなり、防護柵の設置などで対応することが考えられます。

また課題にありますバス交通網の充実、これについてもアンケートでの要望が非常に多くなっていました。これに対する見直しの視点として「バスの利便性の向上」、とありますが、これはバスルートであったり、バスのダイヤの見直しというものが考えられます。

次の課題の市民が憩える身近な公園・緑地の確保・維持につきましては、和光市はこれからも人口が増えていく中で、市民が憩える公園が不足しているという課題があります。これに対する見直しの視点として「公園・緑地の整備と維持管理の充実」、とありますが、これについては公園等は区画整理事業で生み出したり、借地公園として整備はできても、実際今ある公園をどうやって維持していくかということが問題になってきてます。これらについては遊具の点検など維持保全にも力を入れていくということが見直しの視点となっております。

次の課題の身近なスポーツ広場、こちらについてもアンケートでの要望が多かった項目です。和光市においては南側の地区には南運動場や樹林公園といった規模の大きい公園・運動場がありますが、北側地区には、これらに匹敵するような大規模の公園はありません。これらの見直しの視点として、「アーバンアクア」と書かれていますが、これは北側にある県の下水处理場の上に建設予定のスポーツ施設の公園になります。この公園の早期整備を進めることが見直しの視点となっております。

次の課題の小・中学校の適正な配置、これについては、児童・生徒が増加している傾向がある中で、和光市の南側に小・中学校が集中しており、北側については、小学校はあっても、中学校がないという現実があります。実際、北側の調整区域内において小学校の建設という話も出ており、それらに対応する「小中学校の配置・規模の適正化」ということを見直しの視点としてます。

続きまして、4-4都市環境形成方針、こちらの課題として、失われつつある良好な自然環境の保全・活用をする中で、保全地区等の拡大、公有地化が課題となっております。こちらの見直しの視点として「湧水、緑地の保全・再生」が掲げられていますが、良好な湧水や緑地については積極的に保全していくことが趣旨となっております。公有地化が課題となっておりますが、現在、緑地保全地区を指定しているものについては、公有地ではなくて民地に指定しているものが非常に多くなっております。これら

の民地に指定している場合は、地権者が開発等を行いたい意向がある場合は、開発されてしまうという現実があるので買収、寄附等によって、できる限り公有地化を進めていくことが必要と考えています。

次の4-5都市景観形成方針、これについては、美しい街並みを形成する上で、都市と自然との調和、又水道道路沿道等における無秩序な土地利用が課題となっています。こちらの見直しの視点として「緑を背景とした街並み形成」ということを掲げてます。課題で水道道路沿道等における無秩序な土地利用というのがありますが、これについては、現在、和光市北側の水道道路の沿道の一部が資材置き場や残土置き場等になっており、無秩序な土地利用が進んでいるという現実があります。都市と自然の調和を図りながらこれらに対応した施策というものが必要になってますので、「緑を背景とした街並み形成」というのが見直しの視点となっています。

続きまして4-6都市防災化方針、こちらについては災害に強い都市基盤、防災備蓄倉庫等の充実が課題となっております。東日本大震災を契機とした防災意識の高まりから、アンケートでも避難路の整備や防災備蓄倉庫の充実といった要望が非常に多くございました。これらに対応するために、地域防災計画を踏まえた「避難路等の整備促進」が見直しの視点になってます。

見直しの視点の説明は以上になりますが、次からは見直しの視点をもとに作成した具体的な見直し案の説明をさせていただきます。こちらの見直し案につきましては、ボリュームが非常に多くなっていますので、主要な変更点について説明させていただきます。赤字で書かれているのが具体的な変更箇所になります。右側の緑で書かれているものが、1ページ目で話した見直しの視点になっておりまして、青字で書かれているのが、実際に平成13年に現行のマスタープランを策定してから今現在に至るまで、どのような事業であったり計画が策定されたかという関連事業の進捗状況がとなります

2ページをご覧ください。左側は都市像の確立というところで、3-1基本理念と3-2将来都市像がございます。こちらの基本理念と将来都市像については、変更しないで引き続き現計画を継承いたします。これについては、全体都市構想の見直しの視点の中で、「住宅都市の質の向上」を掲げていますが、現行の都市計画マスタープランの基本理念においても「住宅都市としての質の向上・成熟化」が実際、掲げられており、「住宅都市としての質の向上」と目指す方向は同じです。又今回は中間見直しということなので、こちらの基本の方針につきましては現行のままとします。

続きまして、3-3都市の基本構造になります。まず図面の変更点ですが、左側が現行の都市計画マスタープランに位置づけのある都市基本構造図になります。右側にあるのが見直し後の図面となります。主な変更点ですが、見直し後の図面は右側に凡例を付けていまして、かつ生活軸の線のライン等を見やすくしております。また、平成21年に都市計画道路吹上赤池線と諏訪越四ツ木線の一部区間を廃止しています

ので、廃止した区間を削除しています。下の基本的なゾーン構成については、土地利用方針の見直しの視点である「メリハリのある土地利用」に基づいて各ゾーンの特性に配慮した変更となっています。

次に3ページをご覧ください。

3-4都市フレームの設定になりますが、こちらの主な変更点は平成12年、17年、22年は実績値である具体的な数字を入れています。平成27年、平成32年については総合振興計画に合わせた推計値としています。

次に4-1全体都市構想になりますが、こちらも土地利用方針の見直しの視点である「メリハリのある土地利用」によりそれぞれのゾーンの特性に合わせた変更となっています。また、「和光市農業基本構想」との整合や「和光北インター地区」の事業の進捗に合わせて農業ゾーン及び新産業系ゾーンの変更もしています。

次に、4ページをご覧ください。

左側は拠点構成になります。こちらについても土地利用方針の見直しの視点である「メリハリのある土地利用」や関連事業である「高度地区の指定」及び「アーバンアーク公園の暫定利用」に合わせて変更しています。

又、右側の軸構成については、都市施設整備方針の見直しの視点である「安全で快適な歩行者・自転車道路の整備」に基づいて歩行者・自転車の「安全に配慮した」道路整備の実現を目指せるよう歩行者・自転車系交通軸の変更をしています。

続きまして、5ページをご覧ください。

こちらは全体都市構成図になります。右側が変更後の構成図になります。こちらの主な変更点は、凡例にゾーンを載せて図面上も各ゾーンの範囲分かりやすくしています。また生活軸、都市骨格軸等の線の太さを合わせてより見やすくしています。なお、先ほども説明しましたが都市計画道路の見直しに伴う、廃止した区間を削除しています。更に現行の住宅ゾーンについては、全て白になっていますが、これについては一般住宅ゾーンは凡例でわかるように黄色にして、調整区域である市役所や国の施設がある区域は白くして見やすくしています。

他には、市で維持管理している都市計画道路や市道で規模の大きい越後山通りや市場通りは生活軸しか位置づけがありませんが、実際に和光市内にある国道を結ぶ地区幹線軸としての位置づけがありますので、生活軸と地区幹線軸を同時に位置づけしてご紹介します。

次に、6ページをご覧ください。こちらは土地利用方針になります。こちらの主な変更点は、見直しの視点である「メリハリのある土地利用」により(1)の住宅地区においては地区ごとに特色のある住宅地を形成すべく戸建住宅から中高層住宅までを地区の特性に合わせて配置しております。また(2)の商業業務地区においては、高度利用を図ることを前提としつつ駅北口地区の区画整理が進捗していることから新たに北口地区を位置づけしています。また(4)の工業・流通業務地区においては、「和

光北インター地区」の事業の進捗に合わせて新産業及び物流業務の具体的な土地利用を示しています。また（５）の農業地区においては、現在市街化調整区域内の水道道路沿道の一部で、残土置き場や資材置き場といった無秩序な土地利用が進んでいる区域があります。この無秩序な土地利用を解消するためにも国道２５４バイパスの延伸に合わせて良好な沿道利用を図ると新たに位置づけております。

次に、７ページをご覧ください。

こちらは土地利用方針図になります。こちらの主な変更点は、それぞれの地区の現況の用途地域に合わせて用途の区域取りをしています。現行のものは少しずれているものがあるので、現行の用途地域に限りなく近い形で用途の区域取りをしています。また、道路の線形や名称の他に市の公共施設や学校を新たに図に落としとして場所が特定しやすいように、変更しています。

続きまして、８ページをご覧ください。こちらは都市施設の整備方針になります。

こちらの主な変更点として、アンケートでの要望も多く見直しの視点になっている「バスの利便性向上」に基いて（１）交通施設については公共交通の利便性の向上や高齢者や障害者にやさしい歩道確保やバリアフリーの推進を位置づけるとともに地区幹線道路については該当路線を全て記載しています。また、（２）公園・緑地については見直しの視点である「湧水、緑地の保全・再生」により緑地保全地区等の制度を活用しながら必要な緑地については積極的に保全していくことを位置づけています。また、（３）公共下水道については、まちづくり条例や関連計画による集中豪雨による浸水対策や管路施設の耐震化を位置づけています。また、（５）生活関連施設の中の小・中学校については、見直しの視点である「小中学校の配置・規模の適正化」により地域の児童・生徒数のバランスに配慮しながら施設の適正な配置を行うことを位置づけています。

次に、１０ページをご覧ください。こちらは都市施設整備方針図になります。

こちらの主な変更点は、都市計画道路諏訪越四ツ木線と吹上赤池線の一部区間を平成２１年に廃止していますが、その廃止した区間を削除しています。また土地利用方針図同様、道路の線形や名称の他に市の公共施設や学校を新たに図に落としとして場所が特定しやすいようにしています。その他として、市で維持管理を行う都市計画道路や、市の道路で規模が大きい越後山通りや市場通りについては、生活軸としての位置づけしかなかったものを、地区幹線道路としても位置づけをしています。また、凡例で供用済みの道路については「供用済」、計画ラインしかない道路については「計画」としています。なお、北側にあります国道２５４バイパスについては、延伸を要望しますので「構想」としています。

続きまして、１１ページをご覧ください。こちらは都市環境形成方針になります。

こちらの主な変更点は、見直しの視点になっている「湧水・緑地の保全・再生」と関連計画である環境基本計画、緑地保全計画等に基づいて、（１）自然環境・農地の保

全では特別緑地保全地区・市民緑地制度・緑地保全地区等の制度を使いながら、今後も残したい優良な緑地を積極的に保全していくということを位置づけています。また、和光市には田んぼが北側の一部ありますが、実際は畑、農地が中心となっているので、「田園」という表現を削除して、「農地」にしています。また（２）環境負荷の少ないまちづくりでは、関連事業の進捗状況の和光市まちづくり条例施行に基づいて、一定規模以上の開発行為が行われる場合は、まちづくり条例の基準に基づいて緑化の配置が義務付けられていますので、緑豊かなまちづくりが促進されることを促しています。次の水循環の推進につきましては、雨水貯留槽の助成を昨年度から始めていますので、こちらの雨水貯留槽の設置の助成と地下水の保全を位置づけています。

続きまして、１２ページをご覧ください。こちらは都市景観形成方針になります。

こちらの主な変更点としては、見直しの視点で「緑を背景とした街並み形成」とありますが、和光市では平成２２年に景観行政団体となり独自の景観条例、景観計画に基づいた景観行政を行っていますので、方針の中でこの事実とこれらに基づいて景観形成に努めることを位置づけています。

また（１）景観軸の形成では、景観計画に位置づけがある河川景観軸、眺望景観軸を新たに追加して景観計画と整合をとっています。（２）景観拠点の形成については、現行のマスタープランには位置づけはありませんが、景観計画に位置づけがありますので、新たに追加して、こちらについても景観計画と整合をとっています。

続きまして１４ページをご覧ください。こちらは都市景観形成方針図になります。

こちらの主な変更点としましては、新たに追加した景観軸、景観拠点の区域を示しています。

続きまして、１５ページをご覧ください。こちらは都市防災化方針になります。

こちらの主な変更点として見直しの視点である「地域防災計画を踏まえた避難路等の整備促進」に基づいて地域防災計画との整合を図っています。方針の中で地域防災計画における避難路・避難場所の指定、隣接区との災害協定等に基づき都市防災の強化を図ることを位置づけています。

また（１）避難路・避難場所の整備では「関連事業等の進捗状況」において練馬区及び板橋区と災害時応援協定を締結したことから、避難施設の相互利用について位置づけしました。また、避難路に街路植栽を施すことは財政的にも難しい部分がありますが、それに対応するものとして幹線街路の沿道建物の耐震化の促進を図ることを位置づけしました。

次に、１６ページをご覧ください。こちらは都市防災化の方針図になります。

こちらの主な変更としては、現行の地域防災計画と整合をとって避難所、予備避難所を図に落とししています。また、都市的土地利用区域の色が現行は橙色ですが、土地利用方針図は黄色を使っているのをこれに合わせて黄色にしました。

資料４の説明は以上で終わらせていただきます。

高木委員長

はい、ありがとうございました。

資料3、4と、長時間の説明ということになりましたが、都市計画マスタープランの具体的な課題を落とし込み、さらにマスタープラン見直しの具体案の提示をいただきました。

全体にわたって、かなり内容が幅広く出ております。また背景の上位計画、他の計画との整合性を図ってというようなことで、回答が、ここではまだ出ていない話も幾つかありますが、まずは疑問点であるとか、確認したい点があれば、どこからでも結構ですのでお出しいただければと思います。

木田副委員長

アンケートの関係ですが、色々な課題が出てきているようですが、それぞれの住んでいる場所よっての課題や問題意識が違ってきているのではないかと、それを考えると地区別のクロス集計で傾向を見られるような要素があるのかどうか。A、B、C、D、Eと五つの地区があるので、その地区別の課題や問題点がどこにあるのかを探せる方法があるのかないのか。それによって、A、B、C、D、Eの地区に何が必要で、何が必要ではないのか。例えば駅南北に商店街の充実をしてほしいというのは、逆に言うと、AとDあたりに住んでいる人たちは、そういうものはなくて緑地が欲しいとかを見てもらえれば、このアンケート調査から来る問題点の解決が若干つかめるのかと思います。

それから、資料3のまちづくりの課題の関係では、現実的に実現が難しい課題も残っているようですが、これらの課題をそのまま引っ張っていいのかどうか。

だから、そういうような現実的にできるものとできないものが混ざっていることが、これからのマスタープランとしていいのかどうか。可能なものであるんだったらいいんですけどね。マスタープランには夢を書きたいんだけど、夢だけではいけないだろうと思う。もうちょっと現実的というか、街をこういうふうにしたいということで、規制をつくる必要があれば、マスタープランで規制できるような、現実味を含んだものがいいのではないかと。

言ってみれば道路を直すとかなんかではなくて、それも必要なんだけれども、これは夢もあって現実的に可能性のある都市マスタープランでなければいけないと思います。今のマスタープランは申し訳ないけれども、できなかったことも多いマスタープランではなかったかと思います。

高木委員長

ありがとうございます。

まず1点目の地区別の話ですが、これは確認ですが、次回、検討するというところで、資料のほうも次回提示をいただくということです。

事務局

今回は、アンケートの地区別の課題等を整理してお出しした上で、地区別の議論をしていただこうと考えております。

高木委員長

それと2点目については、これは全体のことにかかわるので、一番大局的な観点からコメントをいただければと思いますが。

事務局

今ご指摘のとおり、マスタープランは、一つの基本的な方向性を定めるもので、その中に、いかに具体的なものをこの中に盛り込めるかと。だから現実とプランとのギャップという問題だろうと思うのですが、確かにこのプランを作って、そのとおりに進めるのは難しいと思います。ただ、逆にこのプランがなければ、どのように運営していくのかということも難しいものであります。その中で、土地利用というのは、ほとんどが私有地で、財産権の問題がありますので、まちづくりのプランに合った形にいかにつなぐことができるかは、常に永遠の課題になるのかなど。その中でいかに規制できるものがあるのか。まちづくり条例等、和光市も先進的に取り組んでおりますけれども、それは開発という一定の規模の、大規模な開発について行っております。

その他については、例えば住宅等を建てかえる場合については、法令等に基づいて行われる中で、具体的にまちづくりをどのように展開するかは、例えば地区計画や、都市計画法に基づく高度利用地区などを定めていくのか、あるいは景観条例等もごございますが、そういうものも含めて対応していくことになるのではないかなど。マスタープランの中で、ある程度具体性を持った形の中でやっていくというのは、ある程度の規制が必要であろうと思っておりますし、今回の見直しの中でも、市長等も含めて、マスタープランの今までの課題を明らかにした上で、その辺がある程度、一歩でも二歩でも進められればということも、今回の見直しの一つの大きな視点になっておりますので、そういう形でご議論いただきながらやっていく形になるかと思っております。

高木委員長

ありがとうございます。

マスタープランの難しいところは、特に今もご指摘がありました。土地それ自身の使い方は、基本的に市が権利を持っていない中で、いかにコントロールをしていくかという非常に大きな問題を抱えています。これは都市計画を学ぶ者は、しばしば皮肉で言われるんですけども、「民主主義社会って、都市計画が非常に難しいよね」と。それぐらいかなり困難な問題に取り組んでいる場面かと思うんですけども、そうした中で、今、部長からもありました一歩でも二歩でもというところから、この問題を考えていければと思っております。

ということで、非常に大きな問題提起をいただいておりますが、そのほかいかがでしょうか。

金治委員

それに関して、マスタープランを見ていますと、これは本当に理念計画かなという感じを持っていたんですね。それはしようがないんですけども、この理念計画を進めていくには実行計画が必要で、これが要するにまちづくり条例であったり環境条例であると思うんですね。それとの関係をしっかりと強化し、その実行計画自体をしっかりと守らせるというか、そここのところの覚悟というのはどうなのかな。

例えば資料4の11ページの右側の中ほどに、「まちづくり条例に基づいて」というのが出てきたんですけども、そのとおりで思ったんです。ところが、まちづくり条例を見ていて、1戸建ての開発のときに一例ですけども最低敷地面積が100㎡以上しか認めないことになっているんだけど、現実問題、100㎡以下は結構ありますよね。そういうことで実行計画もきちんと動いていないのではないかなと思います。その辺のところはどういうふうを考えるのかなと思っているんですけども。

事務局

最低敷地面積が、100㎡というのは、まちづくり条例の中で500㎡以上の開発がされた場合、区画は最低100㎡となっています。ただ、それは500㎡の開発に絡むものなんですね。ですから、それ以下の開発については、今言ったように規制はございません。ですので現状として、例えば100㎡以下の宅地というのはかなり多くあるわけですね。ですから、まちづくり条例の中においても、100㎡でいいのか、あるいはもっと大きな規模に、例えば120㎡とか150㎡にするほうがいいのか、それを現実と照らし合わせて十分議論した結果、100㎡となった経緯がございます。ただ、今言ったように、それがあくまでも500㎡以上の開発に伴ってですので、現実問題とすると、それ以下の開発も沢山あるんですね。

それともう一つは、例えば、そういう条例の中で規制をどんどん高めればいいのかということになると、今、現状もそうなんです、それを免れる開発が横行してきます。それと上位法で開発許可というのが都市計画法に基づいてありますので、それをさらに超えるような条例を作る場合には、法令上違反にならないレベルの条例でなければならないという、条例の性格として範囲がございます。開発については常に現状と課題を見極めながら考えていくべき問題であり、非常に難しい問題と思っています。

高木委員長

それは本当に難しい問題で、どこの自治体も四苦八苦されているところだと思います。特に開発は上位法があまり規制しない傾向にありまして、その中で個別の住宅地あるいは住宅をどうコントロールするのも全国で事例集を作り、涙ぐましい取組をしています。個別の事例は、例えばマンションを建てる時に、市の規制内容と異なる場合に、水道の定圧を止めるという自治体もあります。これは裁判で実は負けるんですけども、そういうことをしないと逆に止められないというようなことが実はある中で、かなり苦慮されている状況がある。まちづくり条例は本当に厳しいということ、私どももいろいろ見ていて思うところでもあります。

私有財産や法律等の非常に困難な問題がある中で、今、見直しを考えているわけですが、少し個別の問題も含めて幾つかご意見あるいはご質問を出していただければと思います。

金治委員

基本的な話になってしまうんですけども、人口が増えそうだということも一つの課題ですよ。珍しく和光市は増えています、これは今住んでいる住民のエゴかもわかりませんが、人口は増えないほうがいいのではないかと思います。要するに市税は増えるかもしれませんが、環境を維持するためには増えないほうがいいという視点は、都市計画の中にはないものかと思います。

事務局

人口につきまして、今、日本はこれから人口減少社会ということで、和光市は別として、全国的には過疎対策、いかに今の人口を保つ、あるいは増やしていくかというのは、多くの自治体の課題なんです。和光市では今、区画整理事業等もやって、宅地をどんどん増やしておりますので、そういう意味では、これからも人口増加傾向が続くだろうというふうには推定しております。

ただ、今言ったように、ではどこまで増えればいいのかといったような場合については、和光市は非常に狭い、11.4平方キロメートルという面積ですので、そういった中でどの程度が適正な、自然と都市との機能を持った調和した住宅都市としていいのかは、非常に難しい問題と思っています。そういう中で、土地利用について、低層化、あるいは高層化する地区もある程度定めながら、メリハリをつけるというのは、一つの方向ではないかと。和光市で問題が起こるのは、戸建て住宅のところ、今度、高層住宅が建つ、マンションが建設されると。そういった場合に、近隣との問題が出てくるというような中で、やはり我々もこのマスタープランを作る中で、今まで和光市の場合については中高層混在の地区なんです、低層区域というのはございません。ですから、今後いろいろ地区の住民の皆さんの意見を聞きながら、例えば今の制度でいえば地区計画ですとか、そういう中で誘導しながら進めていくというのが、住宅都市として質の向上をさせるためには必要であろうと。今、内部でいろいろ検討はしているわけなんです、この機会に、そういう意見をお出しいただきながら、マスタープランの中に方向性として、示していただくようなことになるかなと考えております。

高木委員長

ありがとうございます。

和光に住みたいという人を、何らかの資格制限をしてだめだよというわけには、今の日本の制度では当然無理なわけですが、都市計画上できることは、住宅の器で、どんなに住みたくても、住むところがなければ住めないわけです。高層にして高密度化すれば、沢山住めることになります。戸建て化をすれば、それは低密度化になる、いわばこれが誘導の一つの方向になるわけですね。

その際に人口、街並み、まちづくり、インフラの整備の問題などをどう考えていくのかということになるかと思いますが。和光市の人口は平成22年の実績は8万700人、これは平成32年、10年後でおおむね2万人増える。放っておいても増えるだろうという読みなわけですが、これをどう評価するかは、実は非常に難しく、これでは多過ぎるかなという、そんなこともないですし、今の日本の全体状況の中で、これだけの人数を集められるという、推計ですので非常に機械的な計算になって、これは当たるかどうか実はわからないですけれども、むしろ緩やかにこれだけ増える方々を、どのように良好な環境の中でお迎えするのか、あるいはそこで住んだ方を住み続けられる街にするのかということが一つの考え方なのかなと私自身は数字を見ながら、考えております。

金治委員

そのとおりだと思うんですね。逆に言えば、前にも話題になっているんですが、緑とか自然の環境に関しても、例えば狭い住宅開発をやれば庭もなくなるわけですよ。単に農地を保全できればいいけれども、そういう緑だけではなくて、住宅地の緑というのは非常に大事だと思うんですよ。和光市の緑被率というのが出ていますけれども、これは今、新しい統計で調査でやった中では、そういう住宅地の固まりの緑も全部含めて出しているんですよ。そういうところまでも含めて環境のよさというのは出てくると思うんですよ。そういったところまで視野に入れていくことを考えていかなければいけないと思うんですけれどもね。

高木委員長

住宅緑化の問題ですね。

金治委員

強制的に敷地面積を付与するわけにはいかないと思うんですけれども、ある程度、視野を持っていないと、良好、良質な住宅地ということにはならないのではないかなと思います。ある程度広い面積の戸建て開発にすれば、当然、緑も増えると、緑も保てる条件が整うと思うんですね。

マンション開発に関しても同じことで、そこに緑地、公園を確保していくかで全然違ってきますから、そのようなことも全部ひっくるめての話だと思うんですね。

高木委員長

今のご指摘は緑、水田も含めて、例えば和光の場合には大きな緑を残すということと、それから各家庭で、個人の楽しみのためということも含めて創り出す緑というのがあるわけですが、そうしたものをいかに確保するか、あるいはそれを創る条件としても、一定程度の敷地が必要ではないかというご指摘かと思います。

個別の住宅の緑化に関して、指針や指導などで、何か尺度をお持ちですか。

事務局

開発ですと、今言った例の緑地確保とか公園ですとか、そういうのがあるんですが、

戸建て住宅の中では、前に生け垣の設置の助成がありましたが、今、助成制度はなくしています。

高木委員長 生け垣は緑化の分野ですか、防災の分野ですか。

事務局 緑です。

高木委員長 次に何ができるのかということ、最近のはやりでいうと緑のカーテンとかいろいろ出てきております。

人口規模に関してはいかがでしょうか。最初に問題提起をされた、どれぐらいまで人を増やすんだということについては。

金治委員 そんなことは勝手に決められないとは思いますが、いい形がどのぐらいかみたいなことは、想定して持つべきではないのかなという感じがしたんですけども。

富岡委員 駅の近くは1種住居になっていますけれども、駅から離れた北側では1種中高層になっていますから、中高層住宅が多いわけですね。それで人口が爆発的に増えて、小・中学校の数が足りなくなってくるというのが現状だと思うんですね。また大きいマンションが建つといううわさもありますし、そういう動きをどのように考えていくかということですね。

あと、農地の保全と言っていますけれども、新倉八丁目の改良区は、たしか農転できないのではないですか。

事務局 改良区はできないですね。

富岡委員 改良区は農転できないですね、転用できなくなってしまう、新倉八丁目までは。ですから小・中学校の問題なんかも、それで随分変わっていくと思いますよね。

高木委員長 小・中学校の適正配置ということで今回は盛り込まれておりますけれども、特に北側の今ご指摘のあった区域に配置するということですね。

富岡委員 大和中学校は、数年後に千人規模になるという話を聞いたわけです。

高木委員長 学校の配置それ自身は、都市計画マスタープランの案件というよりは、教育委員会案件になるわけですが、現実には土地が必要なわけですので、どのように配置するかという問題は、こちら側、都市計画の問題とリンクをしないといけないと思います。

もう一つは、幾つかの中学校、高校のことですね、ここでもご指摘がありますけれども、通学路の安全の問題、環境の問題が出ておまして、それは逆に教育委員会側の問題ではなくて、都市計画側の問題になってきますので、そのことも含めた総合的な配慮が必要かなと感じております。

加藤委員

緑化なんですけれども、私は南に住んでいるんですけれども、高い木の剪定については、年に1回は必ずされていて、すごくきれいに整備されていると思うんですけれども、低い木、例えば市の花であるサツキの植栽がすごく多いんですけれども、サツキは横に根を張り、下にはいかないので、とても日照りに弱いんですよ。土を少ししか入れなくても、根が横に張るからいいかなという考えもあると思うんですけれども、非常に枯れています。それから、下から出てきた雑草が、サツキよりも倍ぐらいに伸びていて、これは負けてしまうだろうなと思って、うちの近くだけは何とかしているんですけれども、自分がやっている、ほかのところは荒れてきているのも凄く目につくんですけども、なかなか市では手が回り切らないと思うんですよ。

例えば樹林公園の辺りは人が住んでいないところなので、難しいと思うんですけれども、沢山人の集まっている施設があるので、そういう施設との交流というか、人を活用するというか、あとそれぞれの地域でも、住んでいる人を活用するという表現は良くないと思うんですけれども、「協働して」と書いてあるんですけども、何かもうちょっと上手く、せっかく作っても、そういうのを緑地だけではないんですけれども、維持していくことはすごく大事だと思うんですよ。

駅前にも何かすごい木を横に切ってプランターをはめ込んだのがあるんですけども、大抵あそこのプランターは枯れているんですよ。それは凄惨めというか、何かそういうのを作った後の維持というのか、それをどうしていくのか。

例えば志木の方へ行くと、駅前の道に植え込みがあるんですけれども、ここは何々店が管理していますと。植栽自体については市から来るのかもしれないけれども、商店の名前が出ているんですよ。そうすると、枯れるところもありますけれども、もうちょっとある程度は維持するのではないかと。駅前であつたら、ここはケンタッキーで管理していますとか、ここは〇〇銀行で管理していますというのをお願いして出したら、もう少し良くなるのではないかと。樹林公園の緑地は人が沢山人いるところなので、もう少し施設との交流、テニスコートやなんかを一時開放していましたよね。ああいうのがテニスコートだけではなくて、あの中はいっぱい施設があると思うんですよ。司法研修所には、年に1回だけ入所式のときだけ使う立派な講堂があるらしいですが、そういう施設にしても人材にしても、せっかくああいう大きなものがあるので、もうちょっとうまく共存できるようにしたらいいなと思うんです。一時期、税務大学校ができたときは、バス停にたばこがひどかったんですけども、誰かが言いに行ったらしくて、しばらく守衛さんみたいな方が掃いていたんですけども、だんだん落と

さなくなりました。だから、多分、中で随分言うようになったんだと思う。クレームだけではなくて、一緒にやってみようというのも言っていけば、すぐにはうまくいかなくても、ちょっとずつ何とかなるのではないかと思うんです。

高木委員長

今、非常に大きな問題を2つ提起いただきました。

1つは、植栽計画といいますか、緑化の問題、緑をどう維持するのかということです。実は建物よりも目立つところがありまして、建物が老朽化するの10年、20年かかる、だから放っておいていいという話ではないわけですが、特に今年の夏のようなときにはてき面ですよ、日焼けをする、枯れるというようなことがあります、そうしたことも含めてどう対応するのかというような、いわば緑化も、木を植えるだけではなくて、それをどのように維持するのかという問題があると思います。

もう一つは、そのことも含めてということになると思うんですけれども、維持管理が市の予算、市の人手だけでは足りないというときにどうするのかという問題、税務大学校の施設であったり、司法研修所の施設をどう使うかというのは、恐らく都市マスタープランに書き込むのはなかなか難しいと思うんですけれども、例えば都市緑化のときに、誰が維持管理をするのか。剪定はプロがやらないといけないということはあるにしても、日常の水やりですとか、害虫の駆除というようなことであれば、例えばコミュニティーでできることがあるだろうと思うんですね。

そうすると、実はこのマスタープランの資料3の例えば2ページを見ていただきますと、まちづくりの進め方というところで、一番下のところ、「厳しくなる財政状況への対応」、これは今回は置いておくにしても、次の「まちづくりの担い手の確保」ということが振興計画の中からも出てきている。その課題として、重点化ということともに、「協働によるまちづくりの推進」ということが出ています。このことが建物にかかわる問題、あるいは建築の仕方のルールをお互いに守るというようなことだけではなくて、緑の環境ということをマスタープランで重点化することを考えたとしても、誰が守るんだ、誰が維持するんだ。もちろん市はやらないといけないことは沢山あります。木は植えてもらわないといけないし、基本的な剪定、管理は必要。しかし、その一方で日常的なことはコミュニティーで、それこそ商店でなくてもいいと思うんです。銀行の名前でなくても、例えばこれはうちの町会で見えていますとか、あるいはうちで面倒見ているということでもいいと思いますし、そうしたことも含めて、どういう仕組みがつかれるかということを含めて、この視点は非常に大きな点ではないかと思えます。

ちなみに、今、緑の維持というのは、どういう形ですか。日常業務について、高木剪定というお話が出ましたけれども、具体的に何かこういう計画あるいはこういう方針でされているというのはありますか。

事務局

市の主要な道路、決まっている路線は、単価契約で高木の剪定などはしています。それ以外のものについては定期的に一定の管理はやってもらっています。ただ、予算が厳しい中で、例えば今まで年2回やったものを1回にしているとか、年1回のを2年に1回とか、そういう中で財政状況を確認してやっているんですが、雑草の問題は何回とってもそれが、とればきれいになるんですが、その辺もある程度時期を見た中で、そういう雑草等もやっているところです。

それと、市民との協働の関係では、先ほどもふれあいの森とか出ていましたけれども、NPOの団体ですとか市民の活動団体に、協働事業という中で、非常によく管理をしていただいているという状況がございます。それから、労働サポーターとして、一定の地区の人に、道路の清掃とか、花壇に花を植えるとかの活動は従前しておりますし、現在も幾つかあるのかなと。確かに行政でやれることは、高木の剪定とか危険が伴うので行政がやらなければなりません、きめ細かい、日常見ている気持ちいいような、緑を見れるような形に常に管理していくというのは、行政ではちょっと難しいものですから、ボランティア活動をやられるような団体あるいはそういう方に協力していただくこととは、これは不可欠だろうというふうに考えております。

加藤委員

今、植栽のある全てとは言わなくても、多くのところが決まっていますという状況ではないんですね。

事務局

今後は活動を活発化するためには、例えば何々団体、あるいはここは地区の皆さんが管理しております、などを周知することも、一つの活動活発化のための手法であるかなというふうに思っています。前はそういう看板をやっているところもあったんですね。

加藤委員

川越街道沿いには何とか会が整備をしていますとか、ごみ拾いをしていますと立っていますね。

高木委員長

マスタープランでは、個別具体的に、どういう応援隊を作るとか、サポーター制度を作るということを、書き込むのはなかなか難しいとは思いますが、方向性として、ここに出ているものをもう一段具体的なものとして、今回書き込むというのは重要な検討課題なのかなと思います。

金治委員

もう一つ、大きな課題になるんですけども、確かに部長がおっしゃるように、環境団体などに管理してもらっていますし、そういう団体の方と話していて、こういうことがもっと広がらないだろうか。要するに1人でも多くの市民が自然環境が大事だと思ってくれば、もっとよくなるはずなんだと。それを広げていくのは随分難しい

と。そうすると、この都市計画の中でも、行政が強制できることにはならないかもしれませんが、市民への教育みたいな視点があってもいいのかなと思います。

高木委員長 それはまちづくりの進め方のところの協働ということでは盛り込まれていたはずなんです。

金治委員 協働というと、どうしても団体行動みたいなことになってくるので、もうちょっと小・中学校まで含めながら、一般市民への普及というか、その方法が何かもうちょっと盛り込めないものかなと思ったりするんですけども。

高木委員長 ありがとうございます。大変重要なご指摘かと思えます。

金治委員 緑が大事だと思う人が増えれば、自主的に管理する人が増えると思うんですね。

高木委員長 緑の維持管理という問題提起をいただいていますけれども、そのほかの問題、例えば緑ではなくて、環境ということでは例えば道路のごみをどうするかと。先ほど吸い殻という問題が出てきましたけれども、そういう問題もあるかと思えますし、建物の維持管理という問題、あるいは建物を建てる時に、周囲との調和をどう考えるというようなことも、実は市で規制できる部分と、それができない、例えば高さは制限できるけれども、壁の色は制限が非常に難しいとか、デザインは個人のものでしょうかというようなことになる時に、地域の中で余り奇抜なものを建ててもらっては困るというようなことが実は生じることもあるわけです。そうしたことと地域の問題、市民のレベルで解決するかということを考えるというようなこともあり得るかとは思いますが。

そうしたことも含めて市民参加、市民と協働、市民と市役所が団体だけではなくて、個のレベル、地域のレベル、団体のレベルと、市がいかにしてともにまちづくりを考えていく仕組みをどう作っていくかという、これは個別具体的な問題は何かあってということ、そのために問題を作っていかなければいけないという部分があるかと思うんですが、やはり大きな方向として、それは考えていく必要があるのかなと。

あるいは商業的な問題でも、先ほど何が足りないのという話は、商業者だけがマーケティングで決めるのではなくて、私たちこういうものが欲しい、例えば高齢者が増えたときに、こういうものを欲しいよね。じゃ、それは半分ボランティア、半分商売で成り立つようなことは考えられないのかということを考えていくところもあると思うんです。そのときに、それを基盤整備としてどう考えていくのかというような視点も盛り込めると、もしかすると先ほどの問題の一つの答えになるのかなという気もいたします。

ちょっと具体的に書き込めるかどうかは別にいたしまして、そうした市民参加の問題、そのことの大きさというのは1つ出していただきたいと思います。

予定していた時間がそろそろ近づいておりますが、そのほかどういった点でも結構でございますので、問題の提起をいただければというふうに思います。

荒木委員

1点だけ、漢字の表記なんですけれども、障害の「害」の字は、漢字になっているんですけれども、社会福祉協議会では平仮名の表記にしまして、先月号の和光市の広報を見ますと、市長は平仮名を表記しているんですね。法律的なものは漢字でしようがないと思うんですけれども、できたら、平仮名が良いと思われま

高木委員長

障害全てを平仮名にですか。

荒木委員

法律的な用語については、法律用語だから漢字で書かなくてはいけないんですが、市のほうでも統一されてなかったから、ちょっと疑問に思いました。

高木委員長

それは用語をどういう、何か統一の関連はありますか。

事務局

障害者のときの表記の仕方、確かに福祉の中では平仮名を使っています。

荒木委員

社会福祉協議会は平仮名を使っています。

高木委員長

障害が全てを平仮名ですか。

荒木委員

害の箇所だけです。恐らく、市のほうでも統一されていないから、広報のあるところでは漢字で書いてあって、市長は平仮名だったりしてますね。

事務局

公用文で表記する場合については、基本的には内閣の告示で定められた常用漢字を標準として通常は使います。ただ、一定の考えのもとに、あえてそれを守らないでやるというような場合もありますので、障害の害についてはどうなのか、今ちょっと手元で確認してみないとわかりませんが、一般的には通常の漢字ですので、その辺は今、確認した上で、統一性がとれるものであれば統一したいと思います。

高木委員長

今、ご指摘もありましたので、統一する場合は、できれば平仮名表記で統一という方向で、ご検討をいただければということです。私は障のほうも平仮名にしたいという希望なんです、なかなかこれは公文書では、通りにくいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、今出た問題について、事務局でホワイトボードにまとめていただいておりますが、1つは、これはピンクのものが大きなテーマとして、今日、出たんですね。

事務局

そうですね、テーマでまとめてみます。

高木委員長

今出たところだと、特に人口増対応の小・中学校の適正配置の問題、どれぐらいの人口増加を想定するか、あるいは考えるかということを含めて、住宅都市の質の問題、これは住宅の配置の問題としてはメリハリの問題、どのような住宅をどこに配置するのかという問題が1つ考えられると。それから特に戸建ての場合、大きな緑だけではなく、個々の住宅における緑ということも視野に入れたほうがいいのではないかとご指摘をいただきました。さらに市民参加、協働ということで、1つは緑化というところからの問題提起も含めて、こうした問題をもう少し明確に位置づける必要があるのではないかとご意見をいただいております。

最後には、障害者ということの表記の問題をどうするかということ、これは実は小さい問題より大きな問題でありますので、ぜひご検討というのは、すみません、私の個人的な思いも含めて、ちょっと追加をさせていただきますが、ということが本日提起をされました。

本日、見直し案について事務局から提示されておりますが、次回、この議論を反映して修正案を提示をいただくということですね。

あわせて、本日ご提示いただいた見直し案が非常に細部にわたって、非常に細かいものも含まれておりますので、お手数ですがけれども、もう一度ご覧いただいて、こういうことが議論の中で落ちていたよとか、あるいは見落としがあつてというようなことがあれば、事務局のほうにメールなりファクスなり電話でも結構ですので、お知らせいただければ、そのことも今後踏まえて検討委員会にかけていきたいと思っております。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。

委員の皆さんからは、特にないようですから、事務局のほうからご提案をお願いいたします。

事務局

第3回委員会は地区別構想の議論に入りますが、この前の9月27日、午前10時～午後4時にA地区からE地区まで現地視察を予定しております。9月27日に都合が悪い方は個別に対応させていただきます。また、第3回委員会は10月3日に開催します。

高木委員長

他に何かありますか。特に無いようですので、これで議長の席をおります。

事務局

ありがとうございました。最後に、高木委員長より閉会のお言葉をいただきたいと思ひます。

高木委員長

本日はお忙しい中、委員会に出席いただきましてありがとうございました。大きな議論を含めて全体構想の方向性がでてきたと思ひます。引き続き検討を行っていきますので、ご協力お願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

事務局

本日はお忙しい中、第2回和光市都市計画マスタープラン検討市民委員会にご出席いただき、長時間に渡りご意見等をいただきまして誠にありがとうございました。本日はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。